

令和元年度 指定障害福祉サービス事業所等自己点検シート

事業種別【 児童発達支援 共生型児童発達支援 】

報酬編

- ◎ 点検の方法は… 各点検項目について、○ 又は ×を記入します。
事業所対象外(又は事例なし)の場合は、斜線を引きます。
- ◎ 点検時期は… 点検日の前月1か月間の状況を点検します。点検は毎年実施してください。
例：点検日が8/1の場合は前月7/1～7/31の状況を点検。
(新規指定事業所は、指定を受けた月の翌月1か月間の状況を点検します。)
- ◎ 点検後の処理… 点検項目は報酬算定基準に準じています。
×を記した項目は、基準等の違反となります。
改善し、過誤請求等の処理を行ってください。
- ◎ シートの保管は… 次年度の点検実施時まで保管してください。
市の指示があった場合は、提出してください。

点検日 令和 2 年 1 月 30 日

点検者 管理者 中山 珠美

※ 原則、管理者が点検者です。

事業所概要

事業所番号	1 4 5 5 0 0 0 3 5 4
事業所名称	(フリガナ) リョウヨウツウショカイゴマコト 療養通所介護まこと
事業所所在地	〒210-0802 川崎市川崎区大師駅前1-2-9

凡例

報酬告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年03月14日厚生労働省告示第122号）
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

【指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書】

(留意事項通知 第一の1、5)

- | | | |
|---|--|-----------------------|
| 1 | 当該年度の各加算等の算定状況(指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書)を提出しているか。 | <input type="radio"/> |
| 2 | 指定事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかになった場合は、速やかにその旨(同届出書)を提出しているか。 | <input type="radio"/> |
| | 加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこととしているか。 | <input type="radio"/> |

【児童発達支援給付費の算定について】

(報酬告示第1の1 留意事項通知第二の2(1))

- | | | |
|---|---|-----------------------|
| 3 | 事業所種別、障害種別及び利用定員に応じ、所定単位数を算定しているか。 | <input type="radio"/> |
| | * 事業所種別
児童発達支援センター、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所、基準該当児童発達支援事業所 | |
| 4 | 児童発達支援センター及び共生型児童発達支援を行う事業所以外の児童発達支援事業所において、報酬告示第1の1の二(重症心身障害児以外の障害児に対して指定児童発達支援を提供した場合の報酬)を算定する場合は、未就学児か否か及び利用定員に応じ、所定単位数を算定しているか。 | 該当なし |
| 5 | 報酬告示第1の1の二(1)は、人員基準上の配置を満たし、かつ未就学児の割合が70%以上の場合に算定しているか。 | 該当なし |

* 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数の算出について

(留意事項通知第二の2(1)①(七))

- | | | |
|---|--|-----------------------|
| 6 | 上記の未就学児の数は、当該年度の前年度の利用延べ人数を全障害児の延べ利用人数で除して得た数としているか。なお、この場合、小数点第2位以下を切り上げるものとする。 | <input type="radio"/> |
|---|--|-----------------------|

新築、増改築等を行った場合

- | | | |
|---|---|------|
| 7 | 前年度において当該事業所が開設から1年未満である場合で、新築又は増改築等から3月未満の場合の障害児の数は、新築又は増改築等の時点から体制届提出までの間の在籍者数に占める未就学児の割合により報酬区分を算定しているか。 | 該当なし |
| 8 | 前年度において当該事業所が開設から1年未満である場合で、新築又は増改築等から3月以上1年未満の場合の障害児の数は、新築又は増改築等の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出しているか。 | 該当なし |

定員を減少する場合

- | | | |
|---|---|------|
| 9 | 定員を減少する場合、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出しているか。 | 該当なし |
|---|---|------|

平成30年3月31日時点における既存の事業所の場合

- | | | |
|----|--|------|
| 10 | 平成30年4月1日時点における在籍者数に占める未就学児の割合により報酬区分を判定しているか。 | 該当なし |
| 11 | 上記導入後3月経過した後は、その3月における障害児の延べ利用人数により算出しているか。 | 該当なし |

* 減算が行われる場合

【定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の1(5))

12

指定児童発達支援事業所の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、所定単位数の100分の70としているか。

該当なし

(1) 1日の障害児の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合
⇒ 1日につき減算

(一) 利用定員が50人以下の指定事業所

運営規程に定めている利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合

該当なし

(二) 利用定員が51人以上の指定事業所

運営規程に定めている利用定員の数から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合

該当なし

(2) 過去3か月間の利用実績が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合
⇒ 1か月につき減算

(一) 直近の過去3か月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行っている場合

該当なし

(二) ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合

該当なし

13

共生型事業所において、定員超過減算に該当する場合、介護保険の給付費、障害福祉サービスの給付費の両方で減算しているか。

該当なし

* 共生型事業所については、介護保険サービスの利用者と障害福祉サービスの利用者の合計数を利用定員とし、介護保険の利用者と障害福祉サービスの利用者の合計数が定員を超えた場合で、上記(1)、(2)のいずれかに該当した場合に、人員欠如減算を行うこと。

【人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について※児童発達支援センターを除く

(留意事項通知 第二の1(6))

* 共生型事業を行う障害の事業所においては、障害の事業所と共生型事業所の利用者の合計数に対し、障害の基準上必要となる従業員数を満たさない場合に、以下のとおり減算を行うこと。なお、この場合、共生型通所介護等の利用者は、障害支援区分5とみなすこと。

14

指定児童発達支援事業所の従業者の員数が指定障害児通所支援指定基準条例の規定により配置すべき員数を満たしていない場合は、減算しているか。
次に示した(一)から(三)の具体的な取扱いにより所定単位数を算定しているか。

該当なし

(一) 配置すべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者が員数を満たしていない場合

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児の全員について減算しているか。

該当なし

人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児の全員について減算しているか。

該当なし

児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の人員欠如については、減算が適用される月から3月末満の月については、所定単位数の100分の70、減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50で算定しているか。

該当なし

* 平成30年3月以前から本減算が適用されている場合は、平成30年4月を起点として3月目(平成30年6月)から100分の50で減算を行うことに留意。また、この場合の平成30年4月と5月の減算割合は、平成30年度報酬改定前の減算割合を適用すること。

(二)(一)以外の従業者(児童発達支援管理責任者)が配置すべき員数を満たしていない場合

人員欠如の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児の全員について減算しているか。

該当なし

児童発達支援管理責任者の人員欠如については、減算が適用される月から5月末満の月については、所定単位数の100分の70、減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50で算定しているか。

該当なし

* 平成30年3月以前から本減算が適用されている場合は、平成30年4月を起点として5月目(平成30年8月)から100分の50で減算を行うことに留意。また、この場合の平成30年4月と5月の減算割合は、平成30年度報酬改定前の減算割合を適用すること。

(三)常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

人員(要件)欠如の翌々月から人員(要件)欠如が解消されるに至った月まで、障害児の全員について減算しているか。

該当なし

【個別支援計画の作成に係る業務が適正に行われていない場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の1(7))

15

児童発達支援計画の作成が適切に行われていない場合は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。

該当なし

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

次のいずれかに示した具体的な取扱いにより所定単位数を算定しているか。

* 平成30年3月以前から本減算が適用されている場合は、平成30年4月を起点として3月目(平成30年6月)から100分の50で減算を行うことに留意。また、この場合の平成30年4月と5月の減算割合は、平成30年度報酬改定前の減算割合を適用すること。

個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算しているか。

(一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合

該当なし

(二) 個別支援計画に係る一連の業務が適切に行われていない場合

該当なし

(例:モニタリングが適切に行われていない場合)

* 人員欠如減算、個別支援計画未作成減算の双方に該当する場合は、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を行うこと。

【自己評価及び改善の内容を概ね1年に1回以上公表していない場合の減算について】

(留意事項通知 第二の1(8))

16

自らが提供するサービスの質について自己評価及び改善の内容を概ね1年に1回以上公表している旨市長に届け出ていない場合は、届け出されていない月から当該状態が解消に至った月まで、障害児全員について、所定単位数の100分の85で算定しているか。ただし、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

該当なし

【地方公共団体が設置する指定児童発達支援センターの所定単位数の算定について】

(報酬告示 別表第1 注1)

17

地方公共団体が設置する指定児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数で算定しているか。

該当なし

【営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の2(1)①(六))

18

運営規程に定める営業時間が、4時間以上6時間未満の場合には100分の85を、4時間未満の場合には100分の70を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。

該当なし

【身体拘束の記録が不十分な場合の減算について】

(留意事項通知 第二の1(9))

- 19 指定通所基準第44条第2項(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む)に規定する基準を満たしていない場合は、その状態となった翌月から解消に至った月まで、利用児童全員について、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。

該当なし

* 指定通所基準第44条第2項とは…

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

- 20 身体拘束に関する記録が行われていない場合は、速やかに市長に改善報告を行うとともに、その事実が生じた月の3月後に改善状況を市長に報告しているか。

該当なし

【児童発達支援給付費の区分について】

※児童発達支援センター、重症心身障害児を通わせる事業所を除く

(報酬告示 別表第1の1 注2-2)

- 21 児童指導員等配置加算
別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

該当なし

イ 利用定員が10人以下の場合 12単位

ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位

ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

厚生労働大臣が定める施設基準(※)

児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者のうち、強度行動援護障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)若しくは行動援護従業者養成研修修了者(以下、児童指導員等という)を1以上配置していること。

例: 人員基準を満たすにあたり、障害福祉サービス経験者を配置している場合、そのうち1名に代えて児童指導員等を配置した場合に算定可。

【人工内耳装用児支援加算の取扱い】※主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。

(報酬告示 別表第1 注7)

- 22 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。

該当なし

【児童指導員等加配加算(I)の取扱い】

(報酬告示 別表第1の1 注8)

- 23 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下、理学療法士等といふ。)、児童指導員若しくは強度行動障害支援者養成研修を修了した指導員(以下「児童指導員等」といふ。)又はその他の従業者(強度行動障害支援者養成研修を修了した指導員を除く。以下同じ。)を常勤換算で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、事業所種別、利用定員及び加配する職員の種別に応じ、1日につきそれぞれの単位数を加算しているか。

○

ただし、報酬告示第1の二(1)、(2)を算定する場合(児童発達支援センター及び重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所でサービス提供を行った場合で、理学療法士等を配置した場合または児童指導員を配置した場合の加算を算定する場合)においては、給付費の算定に必要な員数と加配職員の総数のうち、児童指導員等または保育士を常勤換算で2以上配置している場合に限る。

【児童指導員等加配加算(Ⅱ)取扱い】

(報酬告示 別表第1の1 注9)

24

報酬告示第1の1の二(1)を算定している事業所(未就学児が70%以上の場合の基本報酬を算定している事業所)において、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者、及び上記の児童指導員等加配加算(Ⅰ)の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定児童 発達支援事業所(理学療法士等又は児童指導員等を加配した場合の単位数を算定する場合にあっては、給付費の算定に必要な員数と加配職員の総数のうち、児童指導員等または保育士を常勤換算で2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員及び加配する職員の種別に応じ、1日につきそれぞれの単位数を加算しているか。
ただし、個別支援計画未作成減算に該当する場合は算定しない。

該当なし

* 多機能事業所における本加算(Ⅱ)は、事業ごとに算定することに留意。

例

- ・①児童発達支援(主に未就学児)と②放課後等デイサービス(区分2)の多機能型
→ ①は算定可、②は算定不可。
- ・①児童発達支援(主に未就学児以外)と放課後等デイサービス(区分1)の多機能型
→ ①は算定不可、②は算定可。

児童指導員等加配加算(Ⅰ)、(Ⅱ)共通の内容

* 平成30年3月末までに指定を受け、人員基準の経過措置の適用を受ける事業所であっても、児童指導員等加配加算の要件を満たしていれば同加算は算定可。ただし、指導員を児童指導員とみなすことはできないことに留意。

【看護職員加配加算について】

(報酬告示別表第1の1 注10 留意事項通知第二の2(1)④の3)

25

看護職員加配加算の算定にあたっては、以下に該当する場合、障害児全員に加算しているか。



看護職員加配加算(Ⅰ)

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

- (1)重症心身障害児を除く障害児に関する基本報酬を算定している事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師 又は准看護師をいう。以下同じ。)を常勤換算で一以上配置し、かつ、別表第一の各項目(以下、判定スコアという)にある状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上あること。
- (2)重症心身障害児をに関する基本報酬を算定している事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算で一以上配置し、かつ、判定スコアで八点以上である障害児の数が五以上であること。ただし、児童発達支援センター以外で、かつ重症心身障害児を通わせる定員5名の事業所は、16点以上の障害児一人で二人分として算定する。

該当なし

該当なし

該当なし

(3)医療的ケアが必要な障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること

看護職員加配加算(Ⅱ)

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

- (1)重症心身障害児を除く障害児に関する基本報酬を算定している事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師 又は准看護師をいう。以下同じ。)を常勤換算で二以上配置し、かつ、判定スコアが八点以上である障害児の数が五以上であること。
- (2)重症心身障害児をに関する基本報酬を算定している事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算で二以上配置し、かつ、判定スコアが八点以上である障害児の数が九以上であること。

該当なし

該当なし

該当なし

(3)医療的ケアが必要な障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること

看護職員加配加算(Ⅲ)

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1)重症心身障害児を除く障害児に関する基本報酬を算定している事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算で三以上配置し、かつ、判定スコアが八点以上である障害児の数が九以上であること。

該当なし

(2)別医療的ケアが必要な障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること

該当なし

* 看護職員加配加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通の内容

看護職員を配置していれば、医療的ケア児が欠席した日においても算定は可能である。

26 看護職員加配加算(Ⅰ)～(Ⅲ)における障害児の数の算出にあたっては、以下の通りとしているか。

27 障害児の数は、判定スコアが8点以上の障害児(医療的ケアが必要な障害児という。以下同じ)の前年度の延べ利用人数を、当該前年度の開所日数で除して得た数としているか。なお、この場合、小数点第2位以下は切り上げるものとする。

新築、増改築等を行った場合

28 前年度において当該事業所が開設から1年未満である場合で、新築又は増改築等から3月未満の場合の障害児の数は、新築又は増改築等の時点から体制届提出までの間の在籍者数に占める医療的ケアが必要な障害児の割合により報酬区分を算定しているか。

該当なし

29 前年度において当該事業所が開設から1年未満である場合で、新築又は増改築等から3月以上1年未満の場合の障害児の数は、新築又は増改築等の時点から3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数としているか。

該当なし

30 新築又は増改築等から1年以上経過している場合は、直近1年間における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を1年間の開所日数で除して得た数としているか。

該当なし

定員を減少する場合

31 定員を減少する場合、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数としているか。

該当なし

平成30年3月31日時点における既存の事業所の場合

32 平成30年4月1日時点における在籍者数に占める医療的ケアが必要な障害児の割合により報酬区分を判定しているか。

33 上記導入後3月経過した後は、その3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数としているか。

【共生型サービス体制強化加算について】

* 共生型児童発達支援事業所に限る

(報酬告示別表第1の1 注11 留意事項通知第二の2(1)④の4)

34 児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合、1日につき、次に掲げる単位数を加算しているか。
(1)児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置 181単位
(2)児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位
(3)保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

該当なし

ただし、(1)、(2)、(3)のいずれか一つしか算定しない。

【家庭連携加算の取扱い】

(報酬告示 別表第1の2)

35

指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、その内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。

障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、算定しているか。

ひと月につき2回を限度として、所定単位数を算定しているか。

保育所又は学校等(以下「保育所等」という。)の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。

当該支援を行う際には、保育所等の職員(当該障害児に対し、常時接する者)との緊密な連携を図っているか。

【事業所内相談支援加算の取扱い】

(報酬告示 別表第1の2の2)

36

児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、所定単位数を加算しているか。

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、算定しているか。

相談援助が30分に満たない場合は、算定していないか。

相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行っているか。

相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境に十分配慮しているか。

ひと月につき1回を限度として、所定単位数を算定しているか。

同一日に家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合は、算定していないか。

【訪問支援特別加算の取扱い】

(報酬告示 別表第1の3)

37

継続して指定児童発達支援を利用する障害児について、連續した5日間、利用がなかった場合、従業者が児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該事業所における指定児童発達支援に係る相談援助等を行った場合に、標準的な時間で所定単位数を加算しているか。

概ね、3か月以上継続的に当該指定障害児通所支援事業所を利用していた障害児であるか。

5日間とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間としているか。

居宅を訪問し、家族等との連絡調整や引き続き指定障害児通所支援を利用するための働きかけや計画の見直し等の支援を行っているか。

該当なし

ひと月に2回算定する場合は、加算算定後又は指定障害児通所支援事業所の利用後、再度5日以上連続して利用がなかった場合であるか。

【食事提供加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の4)

38

児童発達支援センターにおいて、以下の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。

該当なし

『指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書 別紙14』

中間所得者	食事提供加算(I) 30単位	該当なし
低所得者等	食事提供加算(II) 40単位	該当なし

(留意事項通知 第二の2(1)⑦)

39

出前の方や市販の弁当を購入して、障害児に提供する方法を加算の対象としていないか。

* 原則として当該施設内の調理室を利用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。
ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限る。)

40

1日に複数回食事の提供をした場合は、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はしていないか。

該当なし

※ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。

【利用者負担上限額管理加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の5)

41

利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数(150単位)を加算しているか。

該当なし

【福祉専門職員配置等加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の6)

42

置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、次の条件に応じて、事前に届出書を提出の上、いずれか一つの加算を算定しているか。

該当なし

常勤の児童指導員もしくは障害福祉サービス経験者のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されている事業所
福祉専門員配置等加算(I) 15単位/日

該当なし

常勤の児童指導員もしくは障害福祉サービス経験者のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
福祉専門員配置等加算(II) 10単位/日

該当なし

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(以下、児童指導員等という)のうち、常勤職員が75%以上である、又は児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、勤続3年以上の常勤が30%以上の事業所
福祉専門員配置等加算(III) 6単位/日

該当なし

43

年度途中の従業者の退職等により、算定要件となる従業者の配置状況に変更が生じる場合は、速やかに「指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出しているか。

* 報酬算定している加算の確認及び体制届の提出について(事務連絡) 参照

【栄養士配置加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の7)

44	栄養士配置加算(Ⅰ) (児童発達支援センターに限る。) 次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	該当なし
----	--	------

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置しているか。
※複数施設を兼務している場合は、栄養士配置加算(Ⅰ)を算定することはできない。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っているか。

45	栄養士配置加算(Ⅱ) (児童発達支援センターに限る。) 次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(ただし、この場合において、(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。)	該当なし
----	---	------

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置しているか。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っているか。

【欠席時対応加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の8)

46	指定児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合において、所定単位数を算定しているか。	<input type="radio"/>
	電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録しているか。(直接の面会や自宅への訪問等を要しない。)	<input type="radio"/>
	ひと月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。	<input type="radio"/>
	ただし、重症心身障害児に対して指定児童発達支援を行った場合の基本報酬を算定している事業所において、1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を、利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、重症心身障害児に限り1月につき8回を限度として算定しているか。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>

【特別支援加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の9)

47	(1)の基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、(2)の基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対して、1日につき所定単位数を加算しているか。	該当なし
	(1)厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚告第告示第269号・四) 次のイから口までに掲げる基準に適合すること。	
イ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員、看護職員、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成の研修を修了した者を配置していること。ただし、以下に該当する場合は、本加算は算定しない。	

①加算の対象となる障害児が難聴児である場合で、かつ言語聴覚士による訓練を行った場合	
②加算の対象となる障害児が重症心身障害児である場合で、かつ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行った場合	
③児童指導員等加配加算により理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員。ただし保育士は除く。)を配置している場合	
④共生型サービス体制強化加算について、次のイ若しくは口を算定していない場合 □心理指導担当職員を配置する場合は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであり、心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。	

(2) 厚生労働大臣が定める基準(平24厚告第告示第270号・一)

次のイからニまでに掲げる基準に適合すること。

イ 加算対象児に係る児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。	該当なし
ロ 特別支援計画作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。	該当なし
ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。	該当なし
二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。	該当なし
リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成の研修を修了した者を配置して、計画的に行つた機能訓練又は心理指導(以下「特別支援」という。)について算定しているか。	該当なし
特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づいているか。	該当なし

【強度行動障害児支援加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の9の2)

48	市町村が強度の行動障害を有する(行動障害の表において、合計点数が20点以上)と認めた児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の所定単位を算定している場合については、算定していないか。	該当なし
----	---	------

(参考)厚生労働大臣が定める基準

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、修了証の交付を受けた者が指定児童発達支援、共生型児童発達支援を行うこと

【医療連携体制加算の取扱い】

(報酬告示 別表第1の10)

* 医療連携体制加算(I)

49	医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	該当なし
----	---	------

* 医療連携体制加算(II)

50	医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	該当なし
----	--	------

* 医療連携体制加算(III)

51 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。

該当なし

* 医療連携体制加算(IV)

52 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(I)、医療連携体制加算(II)、医療連携体制加算(V)、医療連携体制加算(VI)を算定している場合については、算定しない。

該当なし

* 医療連携体制加算(V)

53 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(I)、医療連携体制加算(II)を算定している場合については、算定しない。

該当なし

* 医療連携体制加算(VI)

54 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(I)又は医療連携体制加算(II)を算定している場合については、算定しない。

該当なし

* 医療連携体制加算(I)～(VI)共通

55 重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の所定単位を算定している場合及び看護職員加配加算を算定している場合については、算定していないか。

該当なし

【送迎加算の取扱い】

(報酬告示 別表第1の11)

* 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合

56 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。

○

児童発達支援センターの場合は、算定していないか。

該当なし

* 重症心身障害児に対して行う場合

57 送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置しているとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。

○

* 喀痰吸引等が必要な障害児に対して行う場合

58 重症心身障害児以外の送迎を行う場合の送迎加算を算定し、かつ看護職員加配加算を算定している事業所において当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を加算しているか。

○

59	指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の 100分の70に相当する単位数を算定しているか。	該当なし
----	--	------

【延長支援加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の12)

60	次の(1)～(3)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。《指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書 別紙6》 (1) 運営規程に定める営業時間が8時間以上であること。 (2) 8時間以上の営業時間の前後の時間において、児童発達支援を行うこと。 (3) 延長時間帯に、職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。	該当なし
----	--	------

(留意事項通知 第二の2(1)⑯)

61	ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含んでいないか。	該当なし
----	------------------------------------	------

* 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えばサービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となる。

62	保育所等の子育て支援に係る一般施策の受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、当該理由が障害児支援利用計画に記載されているか。	該当なし
----	---	------

* 障害児支援利用計画は、事業所で作成する通所支援計画とは異なるものである。

【関係機関連携加算の取扱い】

(報酬告示 別表第1の12の2)

* 関係機関連携加算(Ⅰ)

63	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所においては、児童発達支援管理責任者を配置していない場合は算定していないか。	該当なし
----	---	------

* 関係機関連携加算(Ⅱ)

64	障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	該当なし
----	---	------

【保育・教育等移行支援加算の取扱い】

(報酬告示 別表第1の12の3)

65	障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、病院等に入院する場合、他の社会福祉施設等に入所する場合、学校へ入学する場合(幼稚園は除く)、死亡退所の場合は加算しない。	該当なし
----	---	------

* 同一事業所において、同一の障害児に対し、1回に限り算定可。

【福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の13、14)

66

本年4月から加算の算定を受けようとする事業者については、2月末日までに加算に係る計画書及び必要な添付書類を確定させた上で届出しているか。

67

賃金改善を行う方法については、その内容(賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額等)について計画書等を用いて職員に周知しているか。

68

福祉・介護職員処遇改善計画書等で届け出た内容に変更がある場合(会社法による合併や事業所の増減等の場合)には、変更の届出を行っているか。

該当なし

以上